

歳入歳出額、並に前年度豫算との對照増減左の如し。

	四十四年度	四十三年度	比
歳入			
經常部	四九二、一三八、〇〇〇 ^円	四八三、九九八、二六六 ^円	八、一三九、七三四 ^円
臨時部	五九、八九四、五三九	四七、五〇七、七四八	(増)二、三八六、七九一
合計	五五二、〇三二、五三九	五三一、五〇六、〇一四	(増)二〇、五二六、五二五
歳出			
經常部	四〇七、一六三、九九一	四一一、一三一、六二二	(減)三、九六七、六三一
臨時部	一四四、八六八、五四八	一二三、一七二、二三九	(増)二一、六九六、三〇九
合計	五五二、〇三二、五三九	五三四、三〇三、八六一	(増)一七、七二八、六七八

政府は一たび豫算案を編成したる後、治水の根本策を定め、其計畫に基きて豫算案を訂正す。前表は即ち其訂正を経たるものに係る。○此年度より朝鮮總督府特別會計を設け、從來一般會計に屬したる統監府歳入は、當然同特別會計に移管すべきに依り、前年度の同歳入二百七十九万七千八百四十七圓を控除して兩年度を對照す。○前表の外、臨時軍事費特別會計より繰越したる經費の内二百六十五万圓は、本年度に於て之が支出を要するものとす。

本年度豫算の特色として政府の指摘したる所は、海軍充實計畫の變

更・治水計畫の確立・鐵道の擴張・新領土朝鮮の啓發・其他産業發達の經營是なり。以下順を追て之を説かん。

○海軍充實計畫變更 政府は列國製艦造兵方針變更の趨勢に鑑み、之に順應して適當の改定を施し、以て軍備の充實を圖らんとし、既定繼續費に對して八千二百二十二萬三千七百七十圓を追加増額し、將來六箇年に彌りて之を完成するの計畫を立つ。其本年度に於て増加支出すべき金額は、千四百八十六萬九千七百二十三圓にして、其年割總額は四千三百七十一萬二千九百九十四圓なり。

○治水計畫確立、借入金財源、特別會計設定 政府は客歲全國を襲ひたる希有の水害に鑑み、治水の根本策を定め、以て國土を保全し、生民の災禍を未然に防がんとし、臨時治水調査會を設けて綿密に調査を累ね、其結果、修築を要すべき河川六十五を擇み、就中二

十河川は速に第一期工事に付すべきものとし、其完成期を明治四十四年度以降十八箇年に限り、其總經費一億二千六百四十四萬七千二百二十圓・初年度年割額を千二百二十九萬千七百五十圓と豫算す。而して此經費は、國庫と當該各府縣と相分擔するを本則とし、姑らく一時借入金で以て其一部を補足するの便法を設く。政府は治水費資金を特別會計の經理に付するの至便なるを認め、豫算と併せて之が法律案を提出したり。(此特別會計の四十四年度豫算は、國庫負擔額三百八十一萬餘圓・地方分擔金二百二十七萬餘圓・一時借入金六百七十六萬餘圓なり。)

○鐵道擴張、幹線廣軌計畫、鐵道短期證券　政府は大に現在鐵道を改良し、特に新橋・下關間の幹線を廣軌式に改め、更に數線の新鐵道を敷設するの計畫を定めたり。帝國鐵道建設改良費の既定總額は三億四十三萬千六百八十九圓なるも、上記の計畫を實行せんが爲

に、三億二千五百五十四萬九千七百三十三圓を追加し、(建設費四千六百餘萬圓、改良費二億七千四百餘萬圓、内二億二千五百五十萬圓、改良費二億三千四百餘萬圓を廣軌改良費とす。)建設事業は七箇年、改良事業は十三箇年を以て之を完成せんことを期し、四十四年度の年割額を五千九百九十三萬二千八百三圓(建設費二千三百四十萬圓・改良費二千八百五十三萬二千八百三圓)とす。從來鐵道經費は、主として鐵道作業益金に依るの外、預金部の融通を得て經營したりと雖も、今後鐵道短期證券を發行して之に代へんと欲し、之に關する鐵道會計法案を提出したり。該證券は、主として鐵道經費を調達し、併せて市場金融の調節を圖らんが爲に發行するものにして、頗る公債の性質を有す。右鐵道擴張の外、輕便鐵道を官設せんと企て、其經費總額を七百萬圓とし、七箇年間に之を完成せんことを期し、四十四年度の年割額を百萬圓とす。又私設輕便鐵道を補助獎勵せんが爲に、今後五箇年間、益金五朱に達する迄、其不足額を補給

するの計畫を立つ。

○朝鮮總督府豫算、特別會計設定、公債財源 朝鮮併合の業成るや、政府は緊急勅令を以て朝鮮總督府特別會計を設定し、此會計の下に併韓初年度の豫算を編す。其豫算に計上する歳入歳出額は、四千八百七十四萬千七百八十二圓にして、其歳入中、朝鮮自屬二千四百六萬七千五百八十三圓・公債受入千二百三十二萬四千九百九十九圓・國庫補充金千二百三十五萬圓なり。從來各種名目の下、舊韓國經營費を支出したるを以て、併韓の爲に一般會計の負擔を増加する額必ずしも多からず。之を前年度支出額に比すれば、百三十六萬圓の増加を見るのみ。今後朝鮮に施設せんとする主要事業は、鐵道の建設改良・海陸聯絡の設備・道路の修築・各種産業の補助等にして、此等事業の財源に充てんが爲に、公債五千六百萬圓以内を募集

するの計畫を樹て、是れ亦特別會計を以て之を整理せんとし、各々が法律案を提出したり。

○爾餘の經營 前諸項の外、産業の發達・國民經濟の進歩に資せんが爲に、諸般の經營を企つ。政府の特に指摘したるものは、製鐵所の擴張及び蠶種統一に關する事業是なり。

○緊縮方針、募債と還債 本年度豫算は大體緊縮の方針を執り、通常歳入を以て一般會計を經理す。特別會計に於て、朝鮮事業の爲に公債を募集し、治水事業の爲に一時借入金を起し、鐵道の爲に短期證券を發行するの計畫なること前叙の如し。又國債整理基金繰入額は二億五千五十六萬二千六百二十八圓にして、五千萬圓を元金償還に充て、且つ頻に低利借換を行つて利子の節約を圖る。

○四十三年度追加豫算 四十三年度總豫算追加案凡て四件。其第

一號は歳入歳出共に八十九萬七千二百九十七圓、(拓殖局設置費、朝鮮總督府補充費等) 第二號は歳入歳出共に四百三十萬八千六百三十三圓、(災害救済費、選信費、監獄費等) 第三號は歳入歳出共に七十六萬五千圓、(ベトナム豫防費、關東都督府補充費等) 第四號は歳入歳出共に七百九十七萬五千五百二十一圓、(國債整理基金臨時繰入等) なり。

○四十四年度追加豫算 四十四年度總豫算追加案凡て四件。其第一號は歳入歳出共に五十七萬六千三百三十七圓、(英帝戴冠式軍艦派遣費) 第二號は歳入歳出共に百萬圓、(小學校教員加俸、國庫補助) 第三號は歳入千四百七十五萬九千八百四圓、歳出千五百八萬四千六百六十八圓、(朝鮮總督府特別會計繰入、國債整理基金繰入、其他各省所管經費補足) 第四號は歳入五十三萬五千四百三十六圓、歳出五十六萬九千四百二十六圓、(地租徵收手数料料交付金等) なり。第二號の歳出は、國民多年の希望に基き、市町村小學校教員の加俸支給を補助し、以て地方費の幾分を輕減すると共に、國民教育の進歩に資せんとするものにして、

預金部の利益を割て其財源に充つ。第四號の地租徵收手数料交付金も、亦國民多年の希望を容認したるものなり。

● 議會の決定

○兩院の議了、豫算成立 政友會は漸次政府反抗の態度を示し、豫算案に多大の修正を施すの内議を定め、粗々其項目を列擧したりと雖も、適々政府と情意相投合し、俄に前議を擲ち、大體政府案容認の計に出づ。非政府黨は此豫算を以て杜撰又は虚偽と爲し、各種の修正案を提出し、全部返却論を唱へ、又政府が前約に基き所得税法改正案を提出し來るまで、豫算會議を中止するの議を起したりと雖も、諸説悉く院議の爲に破却せられ、衆議院は一に政友會の黨議に基き、別項記述の修正を経て各豫算を可決したり。貴族院亦一も

衆議院の決定を動かす所なく、爰に四十四年度豫算の成立を告ぐ。
 ●修正事項 議會が原案に修正を加へたる點を擧ぐれば、總豫算歳出中、在監人費及び發電水力調査費の二項に於て三十二萬四千八百六十四圓を減じ、(内三萬圓は發電水力調査費)歳出總額を五億五千七百七十萬七千六百七十五圓とし、歳入は原案を改めず。四十三・四十四兩年度の總豫算追加は、四十四年度第三號中、白蟻に關する經費三萬三千九百九十圓を削除し、他は凡て原案を可決す。製鐵所特別會計に於て、其擴張費の繼續年限を一年延長して五年と爲したるも、總額と初年度年割額と共に動かす所なく、又京城水道買收費二百九十餘萬圓は、賣買約束確定の後、此費目を要求したるものにして、衆議院は其手續の不穩なるを警告して、其經費は之を可決す。此の如く議會の豫算に對する修正は極めて輕微なりと雖も、單り鐵道會計に於て著大

の修正を施したり。次項記する所の如し。

●鐵道豫算修正、廣軌計畫否決 新橋・下關間鐵道廣軌計畫は、當年度豫算五綱領の一たり。議會は一年間延期の名目を以て、其經費二億二千五百五十三萬三千四百圓を削除し、既定改良費中より廣軌改築費に振替へたる四百四十七萬餘圓は、既定の改良費に回り、其結果、本年度新規要求の鐵道建設改良費の追加増額は九千六百一萬六千三百三十三圓と爲る。外に官設輕便鐵道敷設費七箇年繼續・七百萬圓計畫は、四箇年繼續・三百二十萬圓と改め、又私設輕便鐵道補助法案に對しては、補給率以外の點に於て、若干の修正を施して之を可決したり。

●豫算關聯各法律案可決 豫算と密接相關聯せる諸法律案は、總て議會の協贊を経たり。但、朝鮮事業公債法案に於て、單に募債總

額を定め、利率と償還期限とは之を定めざるを以て、議會は其償還期限を五十五年以内と定めて之を可決し、又鐵道短期證券發行に關する鐵道會計法中改正案に於て、利率と償還期限を定めざるのみならず、發行總額亦之を定めざるを以て、議會大に之を非とし、終に償還期限を一年以内と定め、努めて其發行總額を制限せんことを希望して之を可決す。

第四章 法律案

○兩院通過法律案件銘 當期議會の兩院を通過したる法律案は左の七十六件なり。

○沖繩縣農工銀行補助に關する法律案○明治四十一年法律第十一號中改正法律案○作業會計法中改正法律案○東京府管内八丈島の

地租に關する法律案○官吏恩給法中改正法律案○官吏遺族扶助法中改正法律案○官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則中改正法律案○公共團體に對する工事補助費繰越使用に關する法律案○朝鮮に於ける貨幣整理の爲生したる債務を貨幣整理資金特別會計に移屬せしむる件に關する法律案○治水費資金特別會計法案○府縣災害土木費國庫補助に關する法律案○明治四十年法律第三十號廢止法律案○輸出菓子糖果原料砂糖戻税法中改正法律案○鑛業法中改正法律案○帝國大學特別會計法中改正法律案○朝鮮森林特別會計法案○明治三十八年法律第十七號中改正法律案○鐵道敷設法中改正法律案○不動産登記法中改正法律案○帝國鐵道會計法中改正法律案○輕便鐵道補助法案○日本勸業銀行法中改正法律案○農工銀行法中改正法律案○日本興業銀行法中改正法律案○北海道拓殖銀行法中改正法律案○蠶絲業法案○朝鮮事業公債法案○朝鮮事業公債金特別會計法案○朝鮮鐵道用品資金會計法案○會計檢查院法中改正

法律案○朝鮮總督府鐵道及通信官署に於て取扱ふ現金の出納に關する法律案○明治四十年法律第四十八號中改正法律案○明治四十年法律第四十九號中改正法律案○帝國學士院學術獎勵金特別會計法案○工場法案○租稅外諸收入金整理に關する法律案○商法中改正法律案○非訟事件手續法中改正法律案○軍人恩給法中改正法律案○明治三十三年法律第七十六號中改正法律案○明治三十三年法律第七十五號同三十五年法律第二十九號準用に關する法律案○市制改正法律案○町村制改正法律案○在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案○市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案○府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案○樺太に於ける漁業免許の取消及漁業料の徵收に關する法律案○間島に於ける領事官の裁判に關する法律案○電氣事業法案○大藏省預金部の利益金を一般會計に繰入るる件に關する法律案○執達吏手数料規則中改正法律案○關稅法

中改正法律案○賣藥稅法中改正法律案○砂糖消費稅織物消費稅等の徵收に關する法律案○韓國鐵道會計所屬資金の繰入に關する法律案○司法事務共助法案○明治三十九年法律第三十一號中改正法律案○朝鮮銀行法案○東京市區改正條例中改正法律案○明治二十三年法律第百三號廢止法律案(以上政府提出)○民事訴訟法中改正法律案(二件)○裁判所構成法中改正法律案○裁判所名稱變更に關する法律案(區裁判所名稱變更に關する法律案改題)○輕便鐵道法中改正法律案○明治四十一年法律第三十七號中改正法律案○朝鮮に施行すへき法令に關する法律案○砂糖消費稅法中改正法律案○水道條例中改正法律案○森林法中改正法律案○國稅徵收法中改正法律案○營業稅法中改正法律案○廣告物取締法案○貴族院及衆議院速記技手在官年月數に關する法律案○印紙稅法中改正法律案○煉乳原料砂糖戻稅法中改正法律案(以上衆議院提出)

○植民地總督委任立法の件 當期議會は朝鮮總督委任立法の件、並に臺灣總督委任立法令有效期延長の件を可決したり。事、併韓に伴ふ緊急勅令事後承諾要求の件と相關するを以て、便宜其記事を次章に譲る。

○司法事務共助法案 從來内地と樺太・朝鮮・臺灣・關東州との間に、司法事務共助の法規存せざるにあらずと雖も、其規定區々に涉り、又此等地域と帝國の領事裁判權を行ふ地域との間に共助の法規なし。政府は此不便を補ひ、且つ法規の統一を圖らんが爲に、以上各地域の司法事務を取扱ふ官廳間に共助の制を設け、民事刑事に關して互に囑託執務に便せんとし、之が法律案を提出す。議會は其趣旨に贊し、一二の囑託事項を追加して之を可決したり。

○所得稅法案提出督促、三稅廢止法案 前期議會中、政府は所得

稅法改正案を撤回するに當り、之を次期議會に提出することを明言したりと雖も、各般緊要處出の重疊するを辭として前言を踐まず。衆議院各派は皆な以て不信の舉措と爲し、交々之が提出を政府に迫る。政友會は所得稅法の改正を必期し、其前提の下に豫算査定の内議を定めたりと雖も、中道所謂情意投合の事起り、一切を擧げて沈黙に付す。國民黨及び舊又新會の殘徒は、通行稅・織物消費稅・鹽專賣制廢止法案と併せて所得稅輕減法案を提出し、爲に生ずべき歳入缺陷は、國債整理基金繰入の減額と國庫剩餘金の繰入とを以て之に應ずべきを主張したりと雖も、院議悉く之を否決す。

○商法中改正案、兩院協議會 政府は商法中改正案を提出したり。改正の條項は多岐に涉り、其主たるものは、會社重役の背任行為に對し罰則を設くること、株主以外より重役を擧ぐるの道を開く

こと、財産目録の價格標準は、取得又は製作當時の評定に依ること、海難救助規定を新設すること等是なり。本案は先づ貴族院に提出せられ、同院は僅少の修正を加へて之を可決したるも、衆議院は修正案の本旨を否認し、幾んど現行法の規定を復活せり。兩院協議會を開き、交互激論を闘はし、結局重役の背任行爲中、事態の重大なるものに對する罰則を存し、其他の條項は衆議院の修正を容れ、兩院は此成案を是認して改正案の成立を見たり。

○市制・町村制改正案　政府は市制・町村制各改正法律案を提出したり。兩案共通の改正要點を擧ぐれば、獨立の生計を營み、地租其他の國税を納むる者は、納額の多寡を問はず、總て公民の資格を與ふること、公民權得喪の規定の不備を補ふこと、議員の改選は全部同時に之を行ふこと、選舉方法は單記無記名式に據ること、市町

村税の賦課方法及び公債募集に關する規定を明瞭にすること、市と町村との組合法を設くること等是なり。市制案に特有のものを擧ぐれば、市參事會を以て單一の諮問機關と爲し、市長を以て特任の執行機關と爲すこと、新に市參與の職を置き、市の特別事務に當らしむること、市長の任期を四年とすること、市會議員の數最多六十名の制限を撤し、便宜増員を許すこと等是なり。議會は公民資格擴張の條に於て、地租以外の直接國税は、二圓以上の納税を要するものとし、其他僅少の修正を加へて之を可決したり。

○行政裁判法改正案、兩院協議會　衆議院は議員發議の行政裁判法中改正案を可決したり。要は行政裁判に覆審制を設けんとするに在り。本案に關しては兩院意見を異にし、終に兩院協議會を開きたるも、衆議院其成案を容れずして空しく消滅す。

○工場法案 政府は前期議會に工場法案を提出し、故ありて之を撤回し、更に多少の修正を加へ、再び之を當期議會に提出したり。是れ本邦に於て新規の制度にして、十二歳未滿の者を工場に使用し、十五歳未滿の者及び女子をして一日十二時間以上勞務に服せしめ、又は之をして夜業に就かしむるを禁ずるが如き、皆な弱者保護の趣旨に出づるものなり。法案は此の如く服務制限の原則を設くと雖も、又幾多例外の道を開き、且つ法律の運用を勅令に譲りたる條項頗る多く、其實施期の如きも、之を法文中に明示せず。議會は大體時代の要求に副ふものと爲し、但、此法の適用範圍に關して多少の異論を生じ、終に十五人以上の職工を使用する工場に本法を適用するものと修正し、(原案は十人以上)又工場臨檢其他に僅少の修正を施して本案を可決したり。

○蠶絲業法案 政府は蠶種統一に關する前衆議院建議の趣旨を酌み、蠶絲業法案を當期議會に提出したり。其案の掲ぐる所、蠶種の検査、其製造の制限、蠶病豫防の監督、蠶業組合の設立等にして、要は以て蠶種業の改良發達を奨励せんとするに在り。議會は蠶種製造制限に關する權能の所在、蠶病豫防費の負擔、其他二三の修正を施して之を可決したり。

○特殊各銀行法中改正案 日本勸業銀行・日本興業銀行・農工銀行・北海道拓殖銀行の各法改正案は、政府の提出する所にして、要は此等特殊銀行をして、不動産擔保貸付其他の方法を以て、益々地方農工業の資金を潤澤ならしめんとするに在り。議會は擔保不動産の種類を制限し、貸付金額の高度を定め、又産業・漁業・森林組合に無擔保貸付を許すの修正を加へて之を可決したり。

又政府は朝鮮銀行法案を提出す。是れ舊來の韓國銀行法に代ふるものにして、原案は其銀行の監督權を朝鮮總督に付したるも、議會は此權能を中央政府に移して之を可決す。

●電氣事業法案 電氣事業法案は、政府之を前期議會に提出し、兩院意見を異にし、協議會の成案すら衆議院之を否決したるが、政府は再び同一法案を當期議會に提出し、今回は兩院を通過したり。但し前回論議の題目たりし電氣の料金其他供給條件の決定に關しては、營業者の申請を以て主務大臣の認可を受くべしとの原案を改め、之を主務大臣の命令權内に置くの立法例を取る。

●地租徵收手數料交付案 地租徵收手數料を當該市町村に交付するの法律案兩院を通過す。(國稅徵收法中改正案、議員發議)從來營業稅・所得稅等の國稅徵收に付ては、之が手數料を市町村に交付するの制ありしを以て、

此例を地租徵收に擴充せんとするものにして、地方人民の宿望なり。政府は財源の缺乏を辭として之に反對し、又交付金額并に其分配に關して多少の異論ありたりと雖も、結局地租徵收額千分の七を交付するの議を定む。此法に依り國庫の支出すべき交付金年額は約五十萬圓なり。

●軍人恩給法中改正案、類似諸法案 政府は軍人恩給法中改正案を提出したり。前年文武官吏の俸給増加に伴ひ、軍人の恩給を増加し、其遺族に對する扶助料等亦齊しく之を増加せんとするものにして、現法に比して待遇頗る優る。在郷軍人等仍は其菲薄を訴へ、交々増額を兩院に請願し來る。衆議院は其趣旨を採り、原案に一大修正を加へ、且つ上將校より下兵卒に至る迄、其増給率を均うし、又廢兵に對する恩給を厚くし、原案に比して一層優遇の道を開き、政府之

に同意し、兩院之を可決す。外に各植民地の官吏及び各學校職員の恩給・退隱料・其遺族扶助料改正に關する幾多の法案提出せられ、皆な増給の趣旨に成るものにして、議會は總て之に協賛したり。

第五章 雜纂

○四十一年度決算 政府は明治四十一年度總決算及び同特別會計決算を當期議會に提出したり。總決算の歳入歳出額並に其豫算額との對照増減左の如し。

	決算額	豫算額	比較
歳入	五〇九、八六二、九八五 ^四	四七七、七五六、九五五 ^四	(增)三二、一〇六、〇三〇
歳出	二八五、〇七四、二七四	一四九、〇三一、四六四	(增)三六、〇四二、八一〇
合計	七九四、九三七、二六〇	六二六、七八八、四一九	(增)一六八、一四八、八四一

經常部	臨時部	合計
四〇九、二四五、九二一	二二七、一一五、一七一	六三六、三六一、〇九三
四二八、二三六、八二七 (減)	一九八、五五一、五九二 (增)	六二六、七八八、四一九 (增)
一八、九九〇、九〇五	二八、五六三、五十九	九、五七二、六七四

△衆議院の檢了 會計検査院の非難したる件數は、一般會計に於

て歳入六十二件、歳出五十一件、特別會計に於て歳入四件・歳出四十四件、官有物に於て六件、合計百六十七件なり。衆議院は検査院の報告を基礎として審査を遂げ、一般會計に於て歳入五十九件・歳出四十二件、特別會計に於て歳入四件・歳出二十五件、合計百三十三件の不當又は違法事項を指摘し、内事態の稍々重大なる五件に對しては、特に政府に警告するの注意文を添へ、外に既往年度未確定の決算中に於て、五件の不當事項を指摘したり。

△貴族院の檢了 貴族院は右決算を審査し、「正當と認めざるも

の「穩當を闕くと認むるもの」等數十項を指摘したるも、單に政府に警告して、將來の注意を促すに止め、特に不當の處置たるを議決したるものは、單に砂糖消費税の收入未済に關するもの一件あるのみ。

○**決算に關する問責決議案** 非政府黨は、四十一年度決算中不當違法の收支事項著しく増加したるに省み、見て以て豫算の運用を放漫に付し、監督亦宜しきを得ざるの致す所と爲し、特に一方には租税の苛斂誅求を敢てし、他方には國帑を濫費するの匪違を詰り、一決議案を提出して政府の責任を問はんと試みたり。此決議案は決算と一括して議題に上り、先づ決議案を表決したるに、極めて少數にて否決せらる。

○**四十二年度豫備金及剩餘金支出、兩院承諾** 政府は四十二年第一第二兩豫備金の全部を支出し、豫備金外に於て豫算超過及び豫

算外支出を執行し、此種の支出五件に關して當期議會の承諾を求む。國庫剩餘金の支出は、一般會計に於て百九十九萬三千五百七十六圓に過ぎずと雖も、依然として違憲の議を生ず。結局議會は各件全部に承諾を與へ、而して剩餘金支出に關しては、將來之が支出に當りて宜しく注意する所あるべきの警告を添へたり。

○**併韓關係緊急勅令、承諾事項件銘** 朝鮮併合に伴ふ十二件の緊急勅令は、事後承諾要求の爲に當期議會に提出せらる。此勅令の發布に關し、非政府黨は臨時議會を召集して正式立法の計に出でざりしを咎め、政府は機密運籌の國家の至計たるを辯じて之に酬ゆ。議會は各勅令中、朝鮮總督委任立法に關する件(勅令第三百二十四號)を除くの外、他の十一件に承諾を與へたり。是れ帝國憲法上、本來議會の協贊事項に屬し、而して憲法第八條に據るものは、法律の效力を將來に有

するを以て、各勅令件銘並に其綱要を左に掲ぐ。

△明治四十三年勅令第三百二十六號 舊韓國政府に屬する歳入歳出の豫算は當分の内從

前の儘之を襲用す

△同上第三百二十七號 朝鮮に於ける臨時恩賜に充つる爲三千萬圓を限り五分利附國債

を發行す

△同上第三百二十八號 舊韓國政府の大藏省預金部に負へる債務は別に規定を設くる迄

一般會計の負擔に屬せしむ

△同上第三百二十九號 朝鮮に於ける臨時恩賜國債證券下付の規定を設く

△同上第三百三十號 朝鮮豫算に關する會計の經理並に舊韓國政府に屬したる財産の管

理は當分の内從前の例に依る

△同上第三百三十一號 貨物の移入税及噸税の事を規定す

△同上第三百三十三號 船舶及物件の檢疫並取締の事を規定す

△同上第三百三十六號乃至第三百三十八號 特許權・意匠權・實用新案・商標權・著作

權に關する事を規定す

△同上第四百六號 朝鮮總督府特別會計設定の事を規定し並に諸般の過度規定を設く

○屬領地長官立法委任令 併韓緊急勅令中、總督委任立法の件あ

り。(第三百二) 此勅令は、朝鮮の立法權を總督に委任するの概則を定

めたるに過ぎずして、一も法令事項を具載せず。衆議院は以て緊急

勅令の性質を闕如する違憲の措置と爲し、別に該勅令と全然條文を

同うする法律案を可決し、勅令に對しては承諾を拒絶す。貴族院の

議決、一に衆議院に同じ。新法の規定、凡そ朝鮮に於て法律を要す

る事項は、朝鮮總督の命令を以て之を規定するを許し、總督は此命

令を發するに當り、豫め内閣總理大臣を経て勅裁を請ふを本則とし、

臨時緊急の際に在りては、發令の後に勅裁を請ふの便法を設け、而

して其命令を稱して制令と云ふ。

附記す。前記朝鮮總督委任立法令と全然性質を同うする臺灣總督委

任立法令の有効期將に盡きんとし(四十四年末)

政府は更に五年間施行

の案を立て、之を當期議會に提出し、議會は之に協賛したり。

○外交論議、問責決議案 開院の初、外務大臣小村壽太郎外交方針を議會に披瀝し、締盟列國との交際は益々親善を加ふること、條約改正談判は極めて順調に進捗することを述べ、次で會期の末尾に及んで、日米通商條約調印の事を報告したり。(日米條約は四十四年二月二十一日調印、日英條約は同四月三日調印)當時排日の運動、世界の各地に起り、國交未だ必ずしも親善ならず。條約改正の談判、亦各般の故障に遭ひ、進程頗る艱むものゝ如し。非政府黨は深く政府の外交の軟弱なるに憤り、各般の質問を試み、特に米國に對する移民禁止の聲明、及び英國と空名なる關稅の協定を約したる一事を以て、屈讓の最も甚しきものと爲す。政府は世界排日の事實を否認し、條約談判の進程を掩蔽し、而して所謂外交の硬軟に關しては、意見相違の一語を以て之に酬いたり。國民黨は此等の答辯に満足せず、進んで政府の責任を問はんとし、一

決議案を提出す。曰ふ『近時列國との條約改締に際し、政府は屢々議會に對し、維新以來の宏謨に基き、全然彼我對等の基礎に據り、新條約を締結すべしと誓言したるに拘らず、依然苟且彌縫を事とし、表面對等の形を装ひ、其實多くは退讓に陥り、殊に日米條約に關し、移民渡航禁止の聲明を彼に與へたるは、是れ帝國の國權國利を毀損するものと認む』と。此決議案は直ちに衆議院の否決する所と爲る。
○風教問題論議、問責決議案 南北兩朝正閏問題に關し、衆議院の一議員は以て風教上黙すべからざるの大故と爲し、案を具して將に政府に質す所あらんとす。政府深く此問題の進展を怖れ、百方奇計を運らし、之が發言を阻止するに力め、終に質問書を撤回するの已むを得ざるに至らしむ。國民黨は大逆事件及び南北朝問題を以て政府の一大失政と爲し、特に大逆陰謀の不祥事は、畢竟政府が過度

に社會主義者を壓迫したるの致す所と爲し、其責任を問はんが爲に、極めて痛酷なる長編の決議案を提出したり。此決議案は、政府の要求に依り之を祕密會に付し、終に九十三に對する二百一を以て之を否決す。

○政友會の鐵道・港灣政策 政友會所屬議員は、新に敷設すべき鐵道線路を指摘したる鐵道敷設法中改正案七件を衆議院に提出し、院議之を可決す。又鐵道速成及び港灣改良の建議案二十餘件を提出し、同様の請願を紹介し、院議悉く之を可決又は採擇す。右法律案を貴族院に移すに及んで、同院は悉く之を否決し、一新線路の敷設を許さず。

第二十八回帝國議會

第一章 召集前記

●內閣更迭、内外政務

○桂內閣總辭職、西園寺內閣組織 明治四十四年八月二十五日閣議席上、內閣總理大臣桂太郎、閣員總辭職の議を提言し、直ちに閣議を定め、辭表を一束して闕下に捧げ、前首相西園寺公望を後任に奏薦す。皇上乃ち公爵山縣有朋の意見を徵し、組閣の大命を西園寺に下す。越て三十日、新內閣成る。其排置左の如し。

內閣總理大臣侯爵西園寺公望○遞信大臣兼外務大臣伯爵林董(臨時)
任兼) ○司法大臣松田正久○內務大臣原敬○農商務大臣男爵牧野伸

顯○陸軍大臣男爵石本新六○文部大臣長谷場純孝○大藏大臣山本達雄

海軍大臣齋藤實は依然其職に留まる。次で十月十六日、駐米大使子爵内田康哉を召還して外務大臣に專任す。翌四十五年四月二日陸軍大臣石本新六歿し、同五日男爵上原勇作其後を襲ふ。

○更迭事情、政黨内閣 桂内閣は、就職以來銳意財政を整理し、公債税制に關する施設略々觀るべく、更に手を條約改正に染め、既に其事業の大半を了す。此時に當りて民心漸く内閣を去り、與黨政友會の嚮背未だ知り易からず。乃ち此際を機として冠を掛け、以て政治的生命を保うせんと欲し、茲に斷然總辭職の計に出づ。或は云ふ、桂の西園寺を後任に擬したる所以のもの、實に曩日情意投合當時の默契に出づと。新内閣員中、公然政友會に籍する者四人、他に之が色彩を帶ぶる者鮮からず。是れ一種の政黨内閣たるを失はず。

○財政緊縮方針

比年帝國の財政益々窮乏を告げ、國務の經紀寔に容易ならず。政府は此現狀に鑑み、其第一次内閣時代に把持したる所謂積極方針を擲ち、一切の事業を緊縮して財政を鹽梅する所あらんとす。此時に當りて海軍當局は七年繼續・三億五千萬圓の海軍充實計畫を立て、之を豫算閣議に提唱し、陸軍當局は朝鮮二箇師團新設の計を以て之に應じ、各省亦個々新規の要求を提す。財務當局悉く之を斥け、多少の衝突を経て、閣議終に一切の新事業を起さざるに決し、此方針を以て四十五年度豫算編成に従ふ。

○臨時制度整理調査局設置

政府は次年度豫算に於て緊縮方針を執ると共に、根本より行政竝に財政を整理せんと欲し、新たに臨時制度整理調査局を設け、(四十四年十月二十九日) 屬僚を擧げて委員と爲し、政務の全般に涉りて調査する所あらしむ。委員皆な其所管事務を掩護す

立憲豫備の上諭を發し、爾來之が準備に維れ忙はし。不幸にして皇帝と太后と相踵で崩殂し、(四十一)年十月支障亦簇出し、尋で革命の亂起り、立憲の洪圖自ら頓挫す。

四十四年九月中、四川の民、事に激して暴動を企て、成都を陥れて獨立を宣言し、四方響應、其勢力侮り易からず。十月、最も優勢なる革命軍、兵を武昌に起し、一舉漢口・漢陽を抜き、進んで南京を陥れ、此に政府を假設し、國號を中華民國と命じ、獨立邦國を以て自ら居る。革命軍は、屢々北京政府に迫るに皇帝退位の事を以てし、北京政府輒く之に應せず。爾來講和の談判と爲り、政體論の確執と爲り、又臨時國會召集の議と爲り、波瀾重疊の間、革命軍の勢力益々増進し、北京政府之を支ふること能はず。四十五年二月十二日、清帝終に退位し、統治權を擧げて之を民衆に付す。此に於て南北兩政

府の諸員相偕に交渉を累ね、終に統一共和國を建設し、中華民國の國號を襲ひ、前北京政府の總理大臣袁世凱、擧げられて新共和國の假攝大總統と爲り、大總統の下に萬機責任の内閣總理を置き、臨時約法を布き、尋で中央政府を北京に移し、支那全土の主權茲に漢人に歸す。

支那革命に際し、帝國政府は暗に北方を援助し、革命軍を彈壓するの方針を取り、寧ろ其内政に干渉するも、必ず我が素志を果さんとし、講和の議を斡旋するに當りても、立憲の下に帝政を維持するの條件を添ふ。蓋し隣邦に共和國の現出を怖れたるに出づ。此を以て革命軍の交戦團體承認の要求を拒絶し、又南京政府の獨立國家承認の要求を拒絶し、次で中華民國共和政府建設の通知に接するの後、仍は列國に先だち之を承認するに躊躇す。在野政客は概ね夙に革命

軍に同情し、帝國政府の外交の緩漫背理なるを憤りて休まず。既に
して統一共和政府の成るに及んで、志士相集まりて承認同志會を起
し、率先共和政府承認の議を唱へ、對支政策の確立を政府に促した
りと雖も、政府殆ど之を省みず。

●政黨及議員

○政友會の幸運、黨員の心事 政友會は既に絶對多數を衆議院に
制し、今又其勢力を基礎とする内閣成り、政界の事、幾んど意の如
くならざるはなし。多數の黨員、且つ喜び且つ傲り、其行動往々に
して中正を逸し、頗る世の物議を惹く。總裁西園寺深く之を憂ひ、
懇に黨員の偏私匪曲を誡め、謂ふ「宜しく祖先傳統の清廉潔白の操
志を持し、公平誠實以て事に當り、戮力協同して選良の責務を完う

せよ」と。

○國民・中央兩派の政府反對 國民黨は全然政府反對の地位に立
つ。中央俱樂部亦公然前閣々僚大浦兼武の指導に服し、政府反對の
旗幟を鮮明にす。兩派の政府非難項目は、財政計畫の疎漫・對支政
策の失態・多數黨の國務玩弄等是なり。

○議員黨派別 第二十八回議會に臨むべき衆議院議員黨派別左の
如し。

政友會二百七人 ○國民黨八十七人 ○中央俱樂部五十人 ○無所屬三十四人 (一人闕員)

○貴族院被選議員總改選 貴族院伯子男爵議員及び多額納稅議員

の任期満ち、四十四年七月以降之が總改選を行ふ。之を立憲以降第
四回の總改選とす。(多額納稅議員は九月二十
九日を以て任命せらる)三爵議員の數に關する貴族
院令は、最近再び改正を經、(既記) 今次の改選は、四十二年の改正令

に據り、桂内閣時代に之を行ふ。改選の結果、政府は多數の同志議員を得、其貴族院に於ける勢力、牢乎として抜くべからざるに至れり。左に各級議員當選者の氏名を録す。

△伯爵議員(十七) 松浦厚○寺島誠一郎○柳澤保惠○柳原義光○奥平昌恭○松平直之○徳川達孝○川村鐵太郎○萬里小路通房○吉井幸藏○大原重朝○正親町實正○島津忠麿○清棲家教○後藤猛太郎○兒玉秀雄○清閑寺經房

△子爵議員(七十) 青山幸宜○三島彌太郎○岡部長職○松平康民○松平親信○井上匡四郎○加納久宣○榎本武憲○前田利定○水野直○曾我祐準○堤功長○鳥居忠文○山口弘達○入江爲守○牧野忠篤○仙石政固○唐橋在正○伊東祐弘○鍋島直彬○松平乗承○東坊城徳長○青木信光○伏原宣足○舟橋遂賢○毛利元忠○豊岡圭資○西大路吉光○京極高德○永井尙敏○堀河護麿○井伊直安○新庄直陳○松平直平○大宮以季○本莊宗義○酒井忠亮○有馬頼之○森清○野

宮定毅○大久保忠順○久留島通簡○大田原一清○本多忠敬○黒田和志○鍋島直虎○稻垣太祥○本多忠鋒○裏松良光○一柳末徳○樋口誠康○伊集院兼知○丹羽長徳○牧野貞寧○勘解由小路資承○京極高備○吉田清風○平松時厚○本田實方○藤谷爲寛○松平乗長○今城定政○藤井行徳○土御門晴榮○五辻治仲○野村益三○松平直徳○池田政時○冷泉爲勇○榎笥隆督

△男爵議員(六十) 赤松則良○有地品之允○野口豁通○黒瀬義門○原口兼濟○伊東義五郎○勝田四方藏○阪井重季○眞鍋斌○神田乃武○吉川重吉○東郷安○藤井包總○山内長人○梨羽時起○肝付兼行○小池正直○安場末喜○宮原二郎○山名義路○郷誠之助○楠本正敏○太秦供康○南岩倉具威○眞田幸世○小早川四郎○藤大路親春○千秋季隆○岩倉道俱○安藤直雄○堤正誼○内田正敏○諫早家崇○中溝徳太郎○辻健介○長松篤斐○尾崎麟太郎○杉溪言長○藤堂憲丸○平野長祥○生駒親忠○毛利五郎○若王子文健○坪井九八郎

○黒田長和○中川興長○神山郡昭○新田忠純○青山元○本田親濟
○山内豊政○竹腰正己○二條正鷹○島津隼彦○千家尊福○清水資
治○北大路實信○津田弘道○四條隆平○北島齊孝○本多政以○德
川厚○尙順

△多額納税議員(四十人)東京、濱口吉右衛門○京都、田中源太郎○大
阪、尼崎伊三郎○神奈川、小野光景○兵庫、岸本豊太郎○長崎、
三山近六○新潟、佐藤友右衛門○埼玉、田島竹之助○群馬、江原
芳平○千葉、石橋謹二○茨城、高崎三重郎○栃木、植竹三右衛門
○奈良、木本源吉○三重、木村誓太郎○愛知、伊藤由太郎○静岡、
堀内半三郎○山梨、矢島榮助○滋賀、西川甚五郎○岐阜、松原芳
太郎○長野、依田仙右衛門○宮城、荒井泰治○福島、鈴木周三郎
○岩手、中村治兵衛○青森、佐藤源藏○山形、細谷巖太郎○秋田、
本間金之助○福井、福島文右衛門○石川、大家七平○富山、佐藤
助九郎○鳥取、桑田熊藏○島根、佐々田懋○岡山、土居通博○廣

島、八田德三郎○山口、堀正一○和歌山、森田庄兵衛○徳島、美馬
儀一郎○香川、鎌田勝太郎○愛媛、廣瀬滿正○高知、竹村與右衛
門○福岡、麻生太吉○大分、武石橋次○佐賀、松尾廣吉○熊本、
弓削和三○宮崎、日高榮三郎○鹿児島、山下喜兵衛

○貴族院議員異動 前期議會閉會より、各被選議員の改選及び當
期議會を経て、明治年代末尾迄、貴族院議員の異動左の如し。

△世襲上任 侯爵小村壽太郎○侯爵徳川義親○公爵島津忠重○侯
爵徳川圀順○侯爵小村欣一

△勅任 井上勝之助○和田彦次郎○龜井英三郎○深野一三○仲小
路廉○木内重四郎○押川則吉○若槻禮次郎○有松英義○坂本鈺之
助○徳富猪一郎○寺原長輝○杉田定一○江原素六○奥田義人○加
藤恒忠○福永吉之助

△補闕當選 遠藤嘉右衛門○男爵安藤直雄○男爵冲原光孚○子爵

加藤泰秋○男爵鹿野勇之進○辰馬吉左衛門
 △辭任 五十嵐敬止○波多野敬直○男爵濱尾新○男爵周布公平○
 男爵菊池大麓○男爵北垣國道○大家七平
 △死亡 男爵相浦紀道○河島醇○子爵堀田正養○山田爲喧○子爵
 谷干城○男爵四條隆平○吉野周太郎○子爵平松時厚○侯爵小村壽
 太郎○古澤滋○男爵調所廣文○岸本豊太郎○男爵諫早家崇○堀基
 ○菊池武夫

第二章 會期

○召集、成立、開院 第二十八回帝國議會は、明治四十四年十二
 月二十三日を以て東京に召集せられ、貴族院は即日、衆議院は二十
 五日各々成立し、二十七日車駕親臨して開院の式を行ふ。
 ○衆議院議長更任 衆議院議長長谷場純孝、新内閣の班に列し、

議長の職を辭したるを以て、同院は先づ其補闕選舉を行ひ、左記三
 名の候補者を挙げたり。

議長候補者 大岡育造○杉田定一○河野廣中

大岡育造議長に勅任せらる。

○全院委員長、各常任委員長 兩院の全院委員長及び各常任委員

長當選者左の如し。

(貴族院) 全院委員長公爵二條基弘○資格審査委員長奥山政敬○

豫算委員長子爵曾我祐準○懲罰委員長伯爵松浦厚○請願委員長伊

澤修二○決算委員長侯爵徳川頼倫

(衆議院) 全院委員長戸水寛人○豫算委員長野田卯太郎○決算委

員長上埜安太郎○請願委員長武藤金吉○懲罰委員長板倉中

○閉會 四十五年三月二十五日會期盡き、翌二十六日閉會式を行

ふ。

第三章 豫算案附制度整理

●政府の立案

●施政方針、財政計畫 四十五年一月二十三日、豫算提案當日、内閣總理大臣西園寺公望は施政の方針に關し、大藏大臣山本達雄は財政計畫に關し、各々政府の所見を議會に披示す。大要左の如し。

首相演說中の一節 隣邦目下の騷擾の速に終熄せんことを切望すると共に、常に時局の推移に注意し、必要な措置を執るに於て遺憾ならんことを期す。○内閣組織以來日尙ほ淺く、未だ庶政振肅の實を擧ぐるに及ばずと雖も、既に臨時制度整理調査局を設置し、諸般の制度並に財政税制の整理に着手し、酌量商榷以て其成果を收めんとを欲す。○帝國の財政に關しては、大體に於て國運の伸暢に留意し、歳入歳出の均衡を保つの方針を以て次年度豫算を編成したり。

財政演說中の一節 次年度歳計の状況を察するに、歳入は其増加を見ること甚

だ多からずして、歳出は既定繼續費に於て年割額の増加するもの多きのみならず、既定計畫に屬する事業の進捗に伴ひ、經費の増加を要するもの亦少からざるを以て、豫算編成に際しては、歳入歳出の均衡を維持するが爲、普通歳入及び前年度剩餘金の範圍内に於て相當の計畫を立つるの方針を取れり。此方針は我が財政の信用を厚くし、以て將來に於ける國力の發展に資すべきを疑はず。

●四十五年度總豫算 明治四十五年度總豫算に計上する歳入歳出額、並に前年度豫算との對照増減左の如し。

	四十五年度	四十四年度	比 較
經常部	五〇二、五五五、八〇五	四九四、九一六、四九七	(増) 七、六三九、三〇八
臨時部	七〇、三三六、〇六一	七三、九八七、四一九	(減) 三、六五一、三五八
合計	五七二、八九一、八六六	五六八、九〇三、九一六	(増) 三、九八七、九五〇
經常部	四一一、九六五、八六四	四一〇、〇八四、九九四	(増) 一、八八〇、八七〇
臨時部	一六〇、九二六、〇〇二	一五八、八一八、九二二	(増) 二、一〇七、〇八〇
合計	五七二、八九一、八六六	五六八、九〇三、九一六	(増) 三、九八七、九五〇

外に臨時軍事費特別會計より繰越したる經費の内二百九十八萬千九百八十三圓は本年度

に於て支出を要するものとす

事業緊縮、經費節減

右豫算案は、政府屢次の聲明に基き、緊縮方針を以て編成したる所にして、敢て既定事業を中廢するに至らずと雖も、巨費を要すべき新規事業は力めて之を避け、唯々小規模の繼續費に於て、新規又は追加要求額三百三十餘萬圓に達し、而して一般會計歳出合計は、之を前年度に比して約四百萬圓を増す。若し夫れ海外屬領地各特別會計に於て大規模の計畫を立てたるは、次項記する所の如し。

屬領地各特別會計豫算、事業新營

海外屬領地各行政廳の特別會計豫算を按ずるに、朝鮮總督府の歳入歳出は共に五千二百四十四萬二千二百九圓にして、朝鮮自身の収入は二千六百七十三萬二千三百三十二圓・國庫補充金二千三百三十五萬圓・公債募集金を受入する

こと千二百五十九萬六千五百四十圓なり。臺灣總督府の歳入歳出は共に四千五百三十二萬五千五百八圓にして、此特別會計は、前年既に國庫補充の外に獨立したりと雖も、本年度に在りては、特殊の諸事業を經營せんが爲に、二百五十八萬五千圓の公債募集金を受入す。樺太廳の歳入歳出は共に二百二十萬三百四十五圓にして、國庫補充金五十九萬千八百十九圓なり。關東都督府の歳入歳出は共に五百七十七萬二千八百八十七圓、國庫補充金三百四萬七千八百圓にして、駐屯軍費並に鐵道費は此豫算の外に屬す。政府は一般會計に於て頗る緊縮方針を取りたりと雖も、此方針は屬領地の各特別會計に及ばずして、築港・鐵道・病院・官衙等の新營を企て、自ら經費の膨脹を來すに至れり。

公債募集額

總豫算歳入中、公債募集金は千五百十八萬千五百

加し、總額を四億五千二百二十六萬五千七百七十圓と爲し、五十七年度迄に其事業を完成するの計畫を立つ。其四十五年度年割額は五千四百八十四萬三千三十八圓(建設費二千四百八十萬圓、改)なり。

○清國事件費 清國革命勃發の爲、帝國政府は國庫剩餘金を以て之が必要の經費を支辨し、其金額、四十五年一月の交に至る迄約八十五萬圓に達し、茲に四十四・四十五兩年度の同件經費を要求す。其金額は四十四年度八十七萬七千九十三圓、四十五年度二百六十一萬千五百八十九圓にして、共に之を追加豫算に具す。外に同事件に關し、滿洲治安維持の費に充てんが爲に、四十四年度に於て四萬七千七百圓を關東都督府に補給し、四十五年度に於ては前記清國事件費中に都督府補給金を包括す。

○四十四年度追加豫算 四十四年度總豫算追加案凡て三件。其第

一號は歲入歲出共に八十七萬七千九十三圓、(清國事件費)第二號は歲入歲出共に三百九十二萬七千七百圓、(陸軍糧秣馬糧費補足、在監人增加經費等)第三號は歲入歲出共に四萬七千七百圓(關東都督府補充金補足)なり。

○四十五年度追加豫算 四十五年度總豫算追加案凡て四件。其第一號は歲入歲出共に二百六十一萬五千八百八十九圓、(清國事件費)第二號は歲入歲出共に四十六萬六千圓、(法律新定の結果、に因る經費等)第三號は歲入歲出共に一萬三千三百八十圓、(滿洲鐵道各驛稅、關出張所設置費)第四號は歲入歲出共に二十四萬千八百一十一圓(軍人恩給補足)なり。

● 議會の決定

○衆議院の議了、次年度財源論争、無修正可決 非政府黨は此豫算を以て未だ緊縮の實を擧げたるものにあらずと爲し、交々修正論

を唱ひ、國民黨は六千萬圓削減、中央俱樂部は五千萬圓削減の動議を提出し、其費額款項は之を政府との協定に委せんとす。其意に謂ふ「次年度以降に在りては、税法改正の結果、必然歳入を減すべく、必要の歳出は自然に増加し、特に海軍充實の要務目前に迫るあり。然かも國庫剩餘金は減耗し、特別會計の資金亦流用すべき現金なく、公債の募集亦甚だ困難の情況を呈し、之を外にして一も國費を托すべき適當の財源あるなし。唯々今年度豫算に對して約一割内外の削減を施すは、即ち次年度歳計に於て出入均衡の便を啓くものにして、目今の計、復た此外に出づべからず」と。政友會は此豫算に削減の餘地なしと爲し、次年度以降財政の運用は、制度整理の結果に待つも敢て遅からずと云ひ、又款項を具體せざる削減論は、無責任の言議なりと爲し、非政府黨の動議に反對す。結局衆議院は厘毛の削減

を施さずして、各種豫算案全部を可決したり。但し國庫負擔の契約中、各航路補助費の補給期を明治四十七年に止め、又陸海軍の經費節約及び朝鮮・臺灣の經營等に關し、政府に警告する所ありたり。

●●●●●
 ○貴族院の議了、豫算成立 貴族院亦次年度以降の財政施爲に深憂を抱き、交々痛切の質問を發し、二三政府の言明を領したり。曰く税制整理は主として減税の方針を執り、制度整理亦政費節減を目的とす。曰く公債・借入金・大藏省券發行に就ては、適當の調節方法を執り、經濟界に惡影響を及ぼさざらんことを期す。曰く海軍充實計畫は、明治四十六年度より之に着手し、其財源は行政財政の整理に待つべきも、萬已むことを得ずんば、増税亦必ずしも避くる所にあらずと。貴族院は此言明に信賴し、必ず其實績を擧げんことを希望するの條件を添へ、總て原案を可決し、茲に四十五年度豫算の

成立を告げたり。

●制度整理問題

○**制度整理進程、政府の言明**　政府の制度整理調査事業は、當期議會々期中、仍は進行の過程に在り。政府は經費節約・稅率低減の趣旨を以て調査の事に従ひ、微しく其意を議政壇上に漏らしたりと雖も、豫算其他の財政問題に關して論争を蒙れば、辭を制度整理に藉りて自ら衛り、而して内容の説明は嚴に之を避く。唯々諸稅整理に關して一言質を議院に與へたり、曰く『所得稅・營業稅・鹽專賣制は、國民の負擔を輕減するの意味を以て其法に改正を加へ、之を次期議會に提出すべし』と。

○**所得稅法迅速改正希望、法律・建議兩案**

年來の懸案たる所得

稅法の改正は、復た當期議會の問題と爲る。是れ當時民吏各派共通の希望にして、政友會は自ら進んで所得稅法改正の建議案を提出し、各般制度整理の完成を待たずして、先づ單り之が改正法案を當期議會に提出せんことを希望し、其理由を本法の改正は官民の意思嘗て一致したりと云ふに取る。非政府黨各派は、建議の手段を以て迂遠と爲し、改正條項を具備したる法律案を提出したり。兩案は同一委員に付託せられ、委員會は建議案を可決し、法律案を否決し、而して非政府黨の委員は、法律案可決の少數意見を議場に報告す。政府は他の諸稅法の整理に先ち、單り所得稅法を改正するの議に反對し、次で所得稅法改正案は、營業稅其他諸法の改正案と共に之を次期議會に提出することを議場に聲明す。此に於て政友會は建議案を撤回し、衆議院は委員會の少數意見を否決し、所得稅法改正の事復た行

○擔保附社債信託法中改正法律案○朝鮮總督府判事の恩給に關する法律案（以上政府提出）
 關稅定率法輸入稅表中改正法律案○家畜市場法中改正法律案○刑事訴訟法中改正法律案（以上衆議院提出）

○選舉法改正案、小選舉區制、兩院協議會、（否決） 政府は衆議院議員選舉法中改正案を提出したり。提案の骨子は、一府縣一選舉區の現制を改め、郡を以て選舉區の基準と爲し、一區一員の舊制に復せんとするに在り。（郡の配合の都合に依り、數郡を合せて一區とし、議員二人又は三人を出す地區あり。）外に市部の獨立、罰則の改正、議員定數を四百五十人以内とするの條項あり。選舉區制改正に關する提案の理由は、大選舉區制は、選舉に伴ふ弊害を矯正する能はざるのみならず、却て多大の勞費と煩累とを増加すと云ふに在り。非政府黨は小選舉區制の採用を以て、徒らに與黨の

私便を圖らんが爲に、適才の選出を妨げ、憲政の退歩を誘致するものと爲し、極力之に反對し、大選舉區制存置の修正案を提出す。政友會所屬議員中、選舉區の構成を自己の利害に按じ、郡の配合に不満を抱く者尠からず。結局衆議院は郡の配合に多大の更正を加へ、又少しく刑罰を低下し、他は凡て原案を可決したり。之を貴族院に移すに及んで、同院は小選舉區制復舊に反對を唱へ、二十八對二百十一の多數を以て小選舉區制を否決し、之を衆議院に回付す。衆議院之に同意せずして兩院協議會を開き、（衆議院は協議會議員を舉ぐるに當り投票を以て之を選び、全議員を政友會に收む。）協議會は小選舉區説を可決したりと雖も、貴族院の本會議之を否決し、爲に選舉法改正の事終に行はれず。

○清國事件費支辦法案 此案は、支那革命事變に伴ひ支出を要する經費は、其財源を特別會計に屬する資金に取り、其既に支出した

○擔保附社債信託法中改正法律案○朝鮮總督府判事の恩給に関する法律案（以上政府提出）

關稅定率法輸入稅表中改正法律案○家畜市場法中改正法律案○刑事訴訟法中改正法律案（以上衆議院提出）

○選舉法改正案、小選舉區制、兩院協議會、（否決） 政府は衆議

院議員選舉法中改正案を提出したり。提案の骨子は、一府縣一選舉區の現制を改め、郡を以て選舉區の基準と爲し、一區一員の舊制に復せんとするに在り。（郡の配合の都合に依り、數郡を合せて一區とし、議員二人又は三人を出す地區あり。）外に市部の

獨立、罰則の改正、議員定數を四百五十人以内とするの條項あり。選舉區制改正に關する提案の理由は、大選舉區制は、選舉に伴ふ弊害を矯正する能はざるのみならず、却て多大の勞費と煩累とを増加すと云ふに在り。非政府黨は小選舉區制の採用を以て、徒らに與黨の

私便を圖らんが爲に、適才の選出を妨げ、憲政の退歩を誘致するものと爲し、極力之に反對し、大選舉區制存置の修正案を提出す。政友會所屬議員中、選舉區の構成を自己の利害に按じ、郡の配合に不満を抱く者尠からず。結局衆議院は郡の配合に多大の更正を加へ、又少しく刑罰を低下し、他は凡て原案を可決したり。之を貴族院に移すに及んで、同院は小選舉區制復舊に反對を唱へ、二十八對二百一の多數を以て小選舉區制を否決し、之を衆議院に回付す。衆議院之に同意せずして兩院協議會を開き、（衆議院は協議會議員を擧ぐるに當りて、議長指名の恒例に依らずして、投票を以て之を選び、全議員を政友會に收む。）協議會は小選舉區説を可決したりと雖も、貴族院の本會議之を否決し、爲に選舉法改正の事終に行はれず。

○清國事件費支辦法案 此案は、支那革命事變に伴ひ支出を要する經費は、其財源を特別會計に屬する資金に取り、其既に支出した

る經費を整理するも、亦同資金に頼らんとするものにして、議會は之に協賛したり。

○**保險業法中改正案** 政府提出保險業法中改正案は、保險契約包括移轉の途を啓き、會社合併の手續を簡にし、其他保險事業の監督上、現行法の不備を補ふと共に、商法及び非訟事件手續法の改正に伴ひ、之が改正を加へんとするものにして、議會は僅少の修正を施して之を可決したり。

○**假置場法案** 政府は現行の税關假置場法に代へんが爲に、假置場法案を提出す。假置場内に於て藏置貨物の加工又を製造を爲すことを得せしめ、又假置場の私設を特許し、以て貿易上の便利を進めんとするものにして、議會は之に協賛したり。

○**關稅定率法中改正案** 獸疫免疫血清及獸疫豫防接種液の輸入税

免除、加工の後再輸出せらるゝ輸入亞麻布及亞麻綿交織布無税(政府提出)粗製鹽化加里輸入税免除(議員提出)以上の各關稅定率法中改正案は、議會の協賛を経たり。

○**臘虎臘朥獸獵禁止法案** 臘虎臘朥獸獵禁止に關する法律案(政府提出)は、先に米露各國と締結したる臘朥獸保護條約に基き、臘虎並に臘朥獸の獵獲禁止區域を定め、之が取締及び罰則を定めたるもにして、議會之を可決す。此法律の制定に伴ひ、獵業者・獵船所有者・乗組船員等に交付金を給與する法律案(政府提出)亦可決せらる。

○**鐵道敷設法中改正案** 政府は鐵道系絡上、四線の豫定線を改正し、二線の第一期線を追加せんが爲に、鐵道敷設法中改正案を提出す。議會は之を可決したり。

○**未決重要諸法案** 否決又は議決未了の法律案中、其稍々注目す

べきものを擧ぐれば、新聞紙法中改正案・刑の執行猶豫に關する法律案・拘留科料に關する裁判法案・社寺境内地下戻法案・國有土地森林原野下戻法中改正案・裁判所構成法中改正案・災害地地租特別處分法案・治安警察法中改正案・酒造税法中改正案・紛議仲裁法案・通行税法中改正案・養老法案等是なり。

第五章 雜 纂

○四十二年度決算 政府は明治四十二年度總決算及び同特別會計決算を當期議會に提出したり。總決算の歳入歳出額並に其豫算額との對照増減左の如し。

	決算額	豫算額	比 較
經常部	四八三、二四二、一六九	四七〇、四五四、一三六	(増)一二、七八八、〇三三
歳入臨時部	一九四、三〇四、一〇九	五〇、〇三四、〇一五	(増)一四四、二七〇、〇九四

合計	六七七、五四六、二七八	五二〇、四八八、一五一	(増)一五七、〇五八、一二七
經常部	三九四、一九三、一三六	四〇五、八六〇、〇〇一	(減)一一、六六六、八六四
歳出臨時部	一三八、七〇〇、四九八	一一四、六一九、九七八	(増)一二四、〇八〇、五二〇
合計	五三二、八九三、六三五	五二〇、四七九、九七九	(増)一一、四一三、六五六

△衆議院の檢了 會計検査院の非難したる件數は、一般會計に於て歳入百二十九件・歳出二十三件、特別會計に於て歳入四件・歳出十三件、合計百六十九件なり。衆議院は検査院の報告を基礎として審査を遂げ、一般會計に於て歳入百二十六件・歳出十四件、特別會計に於て歳入四件・歳出八件、合計百五十二件の不當又は違法收支を決議し、九件の收支に關して警告を與へ、特に陸軍省所管の支出粗漫に流るゝの傾向あるを認め、深く將來を注意すべきを警告し、外に既往年度未確定の決算中に於て、六件の不當收支を決議したり。△貴族院の檢了 貴族院は四十二年度決算及び既往年度未確定の

決算を檢查し、特に五件の決議案を可決したり。共に歳入部に屬するものにして、内三件は既往年度に係る。其詳細は之を省く。

○四十三年度豫備金及剩餘金支出、兩院承諾 明治四十三年度各會計豫備金支出、豫備金外に於て豫算超過及び豫算外支出の件に關し、政府は當期議會の承諾を求め來る。一般會計に於て、國庫剩餘金の支出額は千三十六萬三千八百八十六圓にして、災害土木費補助・風水害復舊費・併韓に伴ふ機密費其他の經費・朝鮮總督府經費補充金・在監人費等其主たるものなり。剩餘金支出に關して違憲論を生じたること恒例の如く、此非難を避けんが爲に、第一・第二兩豫備金増加の議を生じたりと雖も、其成立を見るに至らず。結局衆議院は剩餘金支出の承諾を次期議會に求むべきの希望を以て、本件承諾要求案全部を承諾す。貴族院亦各支出に承諾を與へたり。

○對支政策論争 非政府黨は、政府の對支外交の軟弱浮泛なるを非議し、議會の言議、自ら之に及ぶ。革命動亂の經過・影響・對策・中華民國共和政府承認等の問題を以て、質問論難續々として起りたりと雖も、政府は勉めて辭を曖昧に付し、明快の答辯を與ふるを避けたり。

○懲罰事犯 (同僚毆打事件) 二月十三日豫算案會議中、政友會所屬議員甲某、闌醉して議場を徘徊し、突如鐵拳を揮て國民黨所屬議員乙某の頭上に加へ、懲罰委員に付せらる。委員會は事犯の顛末明瞭ならずと爲し、然かも深く之が調査に努めずして、單に被告議員の辯明を徵し、終に被告に暴行の意思なかりしを理由として無罪の決定を與へ、本會議之を容れたり。

○政友會の議案活殺權、地方利害問題 當期議會、議員發議の法

律案は四十三件にして、衆議院を通過したるもの二十件に及び、(貴族院の可決したるもの三件に止まる)内二件を除くの外、凡て政友會所屬議員の提案に係る。建議案七十七件中、六十八件を可決し、内數件を除くの外、凡て政友會所屬議員の提案に係る。其他の動議又は請願にして可決せられたるものは、亦多くは政友會所屬議員の名を以てしたるものにして、他派提出の議案は、理否を問はずして之を一蹴するを例とす。前期議會中、政友會所屬議員は、幾多の鐵道敷設に關する法律案を提出したりと雖も、今回は立法の方法を取らずして、建議の手段に出でたり。可決建議案中、鐵道敷設に關するもの二十二件あり、港灣改良に關するもの七件あり、學校設立・河川改修・裁判所開設等に關するもの數件あり。其提案は、概ね政友會所屬議員の署名する所ならざるはなし。政友會は既に絶對多數の勢力を占め、議案活殺

の權を握り、而して常に力を地方問題に濺ぎて黨勢の擴張を圖る。地方人民、各々其利害に按じ、相率ゐて政友會に入り、爲に益々政友會の厯大に資す。

○齋藤隆夫

△長崎縣(定八人) (長崎市)永見寬二○(郡部)中倉萬次郎○橫山寅一郎○帆足隼太郎○則元由庸○本田恒之○田川大吉郎○(對馬)早川鐵冶

△新潟縣(定十四人) (新潟市)若杉喜三郎○(郡部)川合直次○中野貫一○大竹貫一○高橋光威○目黒孝平○坂口仁一郎○増田義一○田邊熊一○川上淳一郎○加藤勝彌○丸山豊治郎○佐野喜平太○(佐渡)山本悌二郎

△埼玉縣(定九人) (郡部)指田義雄○田中左司馬○齋藤安雄○大島寬爾○粕谷義三○加藤政之助○齋藤珪次○福田又一○綾部惣兵衛○群馬縣(定八人) (前橋市)竹越與三郎○(高崎市)矢島八郎○(郡部)武藤金吉○細野次郎○根岸岨太郎○日向輝武○葉住利藏○須藤嘉吉

△千葉縣(定十人) (郡部)福澤桃介○鵜澤總明○吉植庄一郎○小林

勝民○柏原文太郎○板倉中○加瀬禱逸○長島鷲太郎○鵜澤字八○松元剛吉

△茨城縣(定十人) (水戸市)小山田信藏○(郡部)根本正○小久保喜七○宮古啓三郎○原脩次郎○飯田新右衛門○太田直次○相島勘次郎○關信之介○濱名信平

△栃木縣(定七人) (宇都宮市)石田仁太郎○(郡部)石川甚作○横田千之助○友常穀三郎○阿由葉鎗三郎○横尾輝吉○田村順之助
△奈良縣(定五人) (奈良市)八木逸郎○(郡部)中山梅次郎○岩本平藏○村井善四郎○奥山寛平

△三重縣(定九人) (津市)松本恒之助○(四日市市)井上敏夫○(郡部)濱田國松○梅原龜七(辭職)、加賀卯之吉(補充)○尾崎行雄○岡八○辻寛○森茂生○川村曄

△愛知縣(定十三人) (名古屋市)石黒磐○安東敏之○(郡部)三輪市太郎○大口喜六○森田小六郎○徳倉六兵衛○鈴置倉次郎○清水市太

郎○田中善立○河村寛裕○吉原祐太郎○春田祐清○早川龍介
 △静岡縣(定十人員) (静岡市)尾崎元次郎○(郡部)杉山東太郎○伊東
 要藏○清峯太郎○大橋頼模○岩崎勳○松城兵作○松浦五兵衛○高
 柳覺太郎○鈴木辰次郎(辭職、小泉策太郎補充)
 △山梨縣(定五人員) (甲府市)佐竹作太郎○(郡部)根津嘉一郎○市川
 文藏○堀内啓治○手塚正次
 △滋賀縣(定六人員) (大津市)村田虎次郎○(郡部)柴田源左衛門○人
 見米次郎○中小路與平治○吉田虎之助○森川源吾
 △岐阜縣(定八人員) (岐阜市)原眞澄○(郡部)安田伊左衛門○岡崎久
 次郎○高橋義信○牧野彦太郎○大野龜三郎○佐々木文一○早川六
 三郎
 △長野縣(定十人員) (長野市)笠原忠造○(郡部)風間禮助○矢島浦太
 郎○伊藤大八○小山完吾○岡部次郎○岩岡伊代治○翠川鐵三○小
 坂順造○山田禎三郎

△宮城縣(定七人員) (仙臺市)岩崎總十郎○(郡部)澤來太郎○田代進
 四郎○遠藤良吉○菅原傳○藤澤幾之輔○村松龜一郎
 △福島縣(定九人員) (若松市)日下義雄○(郡部)堀切善兵衛○吉田定
 之助○鈴木萬次郎○半谷清壽○鈴木寅彦○井深彦三郎○松本孫右
 衛門○河野廣中
 △岩手縣(定六人員) (盛岡市)原敬○(郡部)福田善三郎○工藤吉次○
 柵瀬軍之佐○阿部徳三郎○鈴木巖
 △青森縣(定六人員) (弘前市)菊池武徳○(青森市)樋口喜輔○(郡部)
 工藤善太郎○伊東祐一○津島源右衛門○廣澤辨二
 △山形縣(定八人員) (山形市)戶狩權之助○(米澤市)小林源藏○(郡
 部)伊東知也○細梅三郎○長晴登○竹村欽次郎○齋藤三郎右衛門
 ○佐藤信古
 △秋田縣(定七人員) (秋田市)井上廣居○(郡部)町田忠治○榊田清兵
 衛○齋藤宇一郎○添田飛雄太郎○田中隆三○三浦盛徳

△福井縣(定 五 人) (福井市)八田裕二郎○(郡部)大橋松二郎○吉田圓助○熊谷五右衛門○高島茂平

△石川縣(定 六 人) (金澤市)戶水寬人○(郡部)山本七朗○米田穰○松田吉三郎○相川久太郎○眞館貞造

△富山縣(定 七 人) (富山市)岩田大中○(高岡市)木津太郎平○(郡部)森丘覺平○武部其文○上埜安太郎○廣瀬鎮之○野村嘉六

△鳥取縣(定 四 人) (鳥取市)濱本義顯○(郡部)法橋善作○西谷金藏

○奧田柳藏

△島根縣(定 七 人) (松江市)福岡世徳○(郡部)恒松隆慶○島田俊雄

○高橋久次郎○石田孝吉○小川藏次郎○(隱岐)原田起城

△岡山縣(定 九 人) (岡山市)有森新吉○(郡部)豊福泰造○犬養毅○守屋此助○山谷虎三○福井三郎○小出五郎○西村丹治郎○坂本金彌

△廣島縣(定 十二 人) (廣島市)串本康三○(尾道市)橋本太吉○(郡部)

花井卓藏○佐々木仙一○井上角五郎○荒川五郎○湯淺凡平○桑原伊十郎○早速整爾○有田温三○金尾稜嚴○森田俊左久

△山口縣(定 八 人) (下關市)土井重吉○(郡部)渡邊祐策○國光五郎

○林永太○大岡育造○小河源一○金子圭介○久保通猷

△和歌山縣(定 六 人) (和歌山市)阪本彌一郎○(郡部)小山谷藏○兒玉亮太郎○岡崎邦輔○西風重遠○中村啓次郎

△德島縣(定 六 人) (德島市)一坂俊太郎○(郡部)秋田清○川眞田徳三郎○板東勘五郎○中川虎之助○大久保弁太郎

△香川縣(定 七 人) (高松市)小田知周○(丸龜市)白川友一○(郡部)林毅陸○三士忠造○増田穰三○小西和○松家徳二

△愛媛縣(定 八 人) (松山市)高野金重○(郡部)才賀藤吉○渡邊修○武内作平○矢野莊三郎○清水隆徳○成田榮信○武市庫太

△高知縣(定 六 人) (高知市)光森徳治○(郡部)片岡直温○白石直治

○富田幸次郎○大石正巳○岡田榮

△福岡縣(定員十四人) (福岡市)鶴原定吉○(久留米市)有馬秀雄○(門司市)土方千種○(小倉市)友枝梅次郎○(郡部)樋口典常○野田卯太郎○藏内治郎作○吉原正隆○富安保太郎○的野半介○加藤新次郎○永江純一○大内暢三○大原義剛

△大分縣(定員六人) (郡部)元田肇○木下謙次郎○津末良介○箕浦勝人○松田源治○秋本豐之進

△佐賀縣(定員六人) (佐賀市)江副靖臣○(郡部)武富時敏○川原茂輔○狩野雄一○八坂甚八○松田正久

△熊本縣(定員九人) (熊本市)山田珠一○(郡部)井手三郎○守山又三○松村時次○安達謙藏○高田露○渡邊國重○原田十衛○江藤哲藏

△宮崎縣(定員四人) (郡部)水間此農夫○塚本常彌○濱田政壯○肥田景之

△鹿兒島縣(定員九人) (鹿兒島市)飛岡卯一郎○(郡部)長谷場純孝○柚木慶二○平田禎○奥田榮之進○肥後靜雄○志々目藤彦○武滿義

雄○(大島)麓純義

△北海道(定員六人) (札幌)淺羽靖○(函館)平出喜三郎○(小樽)高橋直治○(各支廳管内)東武○内山吉太○木下成太郎

△沖繩縣(定員二人) 高嶺朝教○岸本賀昌

○天皇崩御 明治四十五年七月三十日、天皇崩す。即夜儲君踐祚、大正と改元し、先帝に尊號を上りて明治天皇と曰ふ。

○明治憲政の推移 明治天皇在位四十有六年、其後半を立憲の治世と爲す。明治二十二年始めて帝國憲法を發布し、爾來衆議院議員總選舉を行ふこと十一回、貴族院被選議員の總改選を行ふこと四回、帝國議會を召集すること二十八回。其初に當りてや、官民の抗爭激烈にして、衆議院の解散頻々相踵ぎ、現に第十九回議會に至る迄、解散實に七回の多きを算ふと雖も、端なく官民融合の勢を馴致し、

各種口號の下に妥協政治を行ひ、政争久しく其迹を絶つ。眼を轉じて政府部面を見れば、閣制創設以來、内閣の更迭十有四回に及び、(假令又は臨時代理内閣を除く。又初次伊藤内閣及び其次期黒田内閣は、共に立憲以前の組織に係る。)藩閥官僚の勢力漸く衰へ、政黨の勢力將に之に代らんとするの氣運に向ふ。此憲政推移の間、清を膺り露を懲らし、又朝鮮を併せ、版圖四^三に擴がり、國威丕に宣び、東亞の理亂、我が双肩に繋り、當年絶海の孤島、優に列強と相周旋す。其歲計の如き、立憲の初、僅に八千萬圓に過ぎざりしもの、明治の末尾に及びて、幾んど六億萬錢を算ふるに至る。夫れ理財は經國の要務、庶政の原泉、凡そ國勢の一弛一張、皆な其鹽梅に維れ懸らざるはなし。本書故に聊か之が叙説に意を致し、爰に明治の議會史を結ぶに當り、言自ら歲計の事に及ぶ。

帝國議會史綱明治篇完

明治四十一年十二月二日印
明治四十一年十二月五日發
昭和二年五月廿五日增補再版

帝國議會史綱與付

定價 金拾圓

著者兼
發行所
工藤武重

長野縣南佐久郡野村百九十二番地

印刷者
渡邊為藏

東京市京橋區日吉町十番地

印刷所
民友社

東京市京橋區日吉町十番地

東京市神田區一橋通町

發賣所
有斐閣書房

不許
複製

終